手続き場所▼

②配偶者等の職場 ①加入していた健康保険の事業所

ります 職場の健康保険の資格がなくなるた 次のいずれかに加入することにな

①職場の健康保険の

「任意継続

②配偶者等の健康保険

③国民健康保険 ※保険料は、 があります ③より①の方が安い場合

険者証、

手続き場所▼市民課

保険の喪失手続きが必要です。

職場の健康保険に加入後、

国民健康

就職した場合

国民健康保险

交付場所▼市民課 証を交付します。

喪失に必要なもの▼新しい職場の被保 国民健康保険被保険者証

交付に必要なもの▼平成23年4月以降 者証、 の在学証明書、 印鑑

国民健康保険被保険

これまでは、

障害年金の受給権発生

ださい 区町村で国民健康保険に加入してく 者証を返却し、

※就学を終えたかたは、 住民登録してある市 遠隔地被保険

国民年金

加入に必要なもの▼退職した(厚生年 は、国民年金の加入手続きが必要です。を喪失した20歳以上60歳未満のかた 金などを喪失した) 職場の厚生年金(共済年金) ことを証明する の資格

所や申請時に必要なものが異なります

(B)

市民課

8

02)

申請者によって、

点での生計維持関係を確認することに

出生などの事実が発生した時

障害年金加算には届け出が必要です

• 退職 • 進学したら

人間ドック受付完了通知を

現金前納(1年・6か月)は

康保険と国民年金

の手続きを

加入に必要なもの▼退職した(健康保 歳の厚生年金等受給者で、 書類、印鑑、年金証書(60歳から64 険資格を喪失した)ことを証明する その加っ

※ハガキが届かない場合は、

市民課ま

診してください

します。記載事項をご確認のうえ、

受

人間ドックを申し込まれたかたに

送付します

4月中に受付完了のハガキを郵送

あります。(左記の表のとおり)

国民年金保険料を前納すると割引が

5月2日(月)までに!

書を使用してお支払いください

4月上旬に発送される前納用の納付

健康保険と年金の資格にご注意くださ

次のことに該当する場合は、

就職や退職、進学などをしたかたは、

課で手続きが必要となります。

年以上あるかた)

票を移したかたには、 就学するために他の市区町村へ住民 期間が20年以上または40歳以降に10 遠隔地被保険者

にキャンセルがあった場合に受診可能 付けています。そのかたは、他のかた 5月下旬まで受付期間を延長します でご連絡ください 定員に達した後も、申し込みを受け

「障害年金加算改善法」が

加算されるようになりま-計を維持することになった時点から、 受給額の加算対象となって が生計を維持する)がいる場合にのみ 時点で、配偶者や子(障害年金受給者 4月1日からは、 配偶者や子の生 いました

国民年金保険料 前納割引額								
納付方法	1 か月分	6か月分		1年(12か月)分				
(現金納付)	保険料額	保険料額	割引額	保険料額	割引額			
毎月納付	15,020円	90,120円		180,240円				
6か月前納		89,390円	730円	178,780円	1,460円			
1年前納				177,040円	3,200円			

新たに3件が国の登録文化財に

3月18日(金)に開催されました国の文化審議会におきまして、市内の下記3件の建造物が国の登 録文化財に新登録される見込みとなりました。これにより、市内の国登録文化財は5件(えちぜん鉄道 勝山駅本屋・ホーム待合所の2件は平成16年に登録済)となります。

今後、文部科学大臣が行う官報告示により、正式に国登録文化財となります。

⑧ 史蹟整備課(☎88-8113)



深谷家住宅全景

名 称	深谷家住宅洋館
所 在 地	勝山市元町1丁目937他
年 代	明治12年/明治前期増築
登録基準	1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	旧勝山城下に所在する。桁行14m、梁間12m、総2階建の東面に15畳の座敷が張り出す。起り屋根の寄棟造桟瓦葺で、2階の外壁を軒裏まで漆喰塗とし、街道に面する西面にはアーチ形の縦長窓を並べる。文明開化の世相を反映した元診療所。
備考	病院の診療所として建設。建築年代は棟木墨
(調査等)	書による。棟梁は藤田九右衛門正□

名 称	料亭板甚蔵座敷
所 在 地	勝山市95字西上袋田町東中下後町27他
年 代	昭和8年
登録基準	1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	勝山市中心部を貫く本町通りに店を構える料 亭の西奥に位置する。桁行11m、梁間5.7m、 土蔵造2階建、切妻造桟瓦葺。各階に2室の座 敷を配し、コンクリート基礎に地下室を造る。 1階奥の主座敷はトコを黒漆喰塗に竹の落掛と するなど独特の意匠になる。
備考(調査等)	建築年代は棟東墨書による。設計者は佐久間 忠右衛門。棟梁は佐久間佐太郎。司馬遼太郎『街 道をゆく 越前の諸道』に記述。



板甚1階 蔵座敷



花月楼2階 大広間

名 称	旧料亭花月楼(中村家住宅主屋)
所 在 地	勝山市106字西中下後町28
年 代	明治37年/大正4年増築
登録基準	1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	勝山市中心部の本町に所在する。木造2階建、 入母屋造桟瓦葺の2棟を棟をずらして接続し、 南側の棟が後年の増築になる。1階に5室、2 階に10室の座敷を配する。北棟の2階奥を32 畳の大広間とし、幅2間半のトコや傘状に棹縁 を配る天井など意匠を凝らす。

広報かつやま4月号 No.677 15 14 広報かつやま4月号 No.677